お　客　さ　ま　へ

静岡銀行

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
しずぎんカードは、この規定の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申しあげます。

しずぎんカード規定

１．（カードの利用）
普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したしずぎんカードおよび貯蓄預金について発行したしずぎんカード（財蓄預金）（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
①当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入業務提携先」 といいます。）の現金自動預金機（現金自動預金支払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
②当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」をあわせて「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して、預金の払戻しをする場合。
③当行および地銀ＣＤ全国ネットサービス加盟の提携行（以下「提携行」といいます。）の自動振込機（ 振込を行うことができる現金自動預金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
④当行の預金機を使用して総合口座定期預金の自動解約予約をする場合。
⑤当行の預金機を使用して当行所定の各種商品の申込みをする場合
⑥その他当行所定の取引をする場合。

２．（暗証番号の利用）
暗証番号は、前条第２号から第6号に規定するカードの利用にあたり利用するほか、カードを発行した口座に関する次の場合に利用することができます。
①パーソナルコンピュータ、携帯電話その他の端末機から、インターネットを通じて預金口座振替契約の申込みをする場合
②携帯電話その他の端末から、インターネットを通じて当行所定のアプリケーションの利用の申込みをする場合
③パーソナルコンピュータ、携帯電話その他の端末機から、インターネットを通じてその他当行所定の取引の申込みをする場合

３．（預金機による預金の預入れ）
（1）当行および預入業務提携先の預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳またはカード（預入業務提携先においてはカード）を挿入し、現金を投入して操作してください。
（2）当行および預入業務提携先の預金機による預入れは、預金機の機種により当行または預入業務提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、当行または預入業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

４．（窓口でのカードによる預入れ）
当行国内本支店の窓口でのカードによる預金への預入れの場合は、当行所定の入金伝票に金額を記入し署名のうえ、カードとともに提出してください。

５．（支払機による預金の払戻し）
（1）当行および支払業務提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
（2）当行および支払業務提携先の支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または支払業務提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当行または支払業務提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
（3）当行および支払業務提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第９条１項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

６．（振込機による振込）
（1）当行および提携行の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
（2）前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には窓口営業時間内に、利用した振込機の取扱店（以下「取扱店」といいます。）の窓口にご相談ください。
（3）入金口座なし、その他の事情により振込金の入金が不能となった場合には、振込資金は取扱店の窓口で返却しますので当行または提携行所定の手続きをしてください。
（4）当行および提携行の振込機による振込は１円単位とし、１回あたりの振込は、当行または提携行所定の金額の範囲内とします。
（5）窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、当行所定の時間内に受付けたときは依頼日の当日に、また、当行所定の時間外に受付けたときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。
ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
（6）振込金額と第９条第１項および第３項に規定する自動機利用手数料金額、振込手数料等金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。
（7）当行および提携行の振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料等金額および自動機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。
（8）当行および提携行の振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行および提携行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行および提携行は責任を負いません。
（9）振り込め詐欺等の犯罪を防止するため、当行が別途定める条件に当てはまる方については、振込機を利用した振込のお取扱いを停止することがあります。なお、当該条件については、当行ホームページへの掲載その他の方法により事前告知します。

７．（預金機による総合口座定期預金の自動解約予約）
（1）当行の預金機を使用して総合口座定期預金の自動解約予約をする場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳およびカードを挿入し、取扱番号、届出の暗証番号等を正確に入力してください。この場合、指定された総合口座定期預金を、満期日（最長預入期限の定められている定期預金については、その最長預入期限）に通帳および払戻請求書なしに自動的に解約し、元利金を総合口座取引の普通預金に入金します。
（2）当行の預金機による自動解約予約のお取扱いができる総合口座定期預金の金額および種類は、当行が定めたものとします。

（3）当行の預金機による自動解約予約は、満期日（最長預入期限の定められている定期預金については、その最長預入期限）の前営業日まで当行所定の時間内にお取扱いができます。なお、代理人カードによるお取扱いはできません。

8．（預金機による各種商品の申込み）

当行の預金機を使用して当行所定の各種商品の申込みを行う場合は、預金機の画面表示等の操作手順に従って手続きをしてください。なお、代理人カードによるお取扱いはできません。

9．（自動機利用手数料等）

（1）当行および提携先の支払機または預金機を使用して預金の払戻しまたは預入れをする場合には、当行または提携先所定の支払機・預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

（2）自動機利用手数料は、預金の払戻し・預入れ時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻し・預入れをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

（3）当行および提携行の振込機を使用して振込をする場合には、当行または提携行所定の振込手数料および振込機利用に関する手数料（以下あわせて「振込手数料等」といいます）をいただきます。

（4）振込手数料等は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。なお、提携行の振込手数料等は、当行から提携行に支払います。

10．（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

（1）代理人（本人が認めた者（成人）１名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

（2）代理人カードにより振込を依頼する場合には、振込依頼人名は本人名義となります。ただし、振込機の画面操作により振込依頼人名の変更が可能です。

（3）代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

11．（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱）

（1）停電、故障等により当行の預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。当行所定の入金伝票に金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携先の窓口ではこの取扱いはできません。

（2）停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。

（3）前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に住所および金額を記入し署名のうえ、カードとともに提出してください。

（4）停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。この場合、当行の振込機による振込手数料を別途お支払いいただきます。なお、提携行の窓口ではこの取扱いはできません。

12．（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料等金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機もしくは自動記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料等金額は合計額をもって通帳に記帳します。

13．（暗証番号の照合、カード・暗証番号の管理等）

（1）当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しまたは総合口座定期預金の自動解約予約（以下「払戻し等」といいます。）、および当行所定の各種商品の申込みを行います。当行の国内本支店窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された住所・署名と届出の住所・署名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

（2）第2条各号の場合には、当行は入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ取扱います。

（3）前２項により、ご利用時に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行所定の方法により確認して取扱った場合には、暗証番号につき盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

（4）カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し等および当行所定の各種商品の申込みの停止の措置を講じます。

（5）カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当該カード発行店（以下「当店」といいます。）に提出してください。

（6）当行は、届出の暗証番号と異なる暗証番号が繰り返し入力された場合には、カードを無効とし、第２条各号の利用を停止することがあります。

14．（偽造カード等による払戻し）

偽造または変造カードによる預金の払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

15．（盗難カードによる払戻し）

（1）カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた預金の払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（2）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（3）前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カードを用いて行われた不正な預金の払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（4）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A．本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B．本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C．本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

16．（カードの紛失、届出事項の変更等）

（1）カードを紛失した場合または署名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。

（2）カードを失ったとき、書面によらず電話、口頭またはインターネットバンキングサービスにより届出を行い、その後３ヵ月を経過しても書面による届出がない場合は、カード取引の解約の申し出があったものとして、取り扱います。

（3）暗証番号の変更は、第１項によるほか当行の預金機および当行の振込機を使用して、随時行うことができます。預金機・振込機を使用して暗証番号を変更する場合には、預金機・振込機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。

17. （カードの再発行等）

（1）カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

（2）カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

18. （成年後見人等の届け出）

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（2）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。

（3）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

（4）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（5）前４項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. （ご利用限度額変更）

１日あたりのカードのご利用金額の変更（払戻し・振込・振替金額の引き下げのみ）は、当行の現金自動預金支払機を使用して、随時行うことができます。ご利用金額を変更する場合は、現金自動預金支払機の画面表示等の操作手順に従って、変更される金額を正確に入力してください。

20. （預金機・支払機・振込機の誤入力）

当行および提携先の預金機・支払機・当行および提携行の振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行、提携先および提携行は責任を負いません。

21. （解約、カードの利用停止等）

（1）預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

（2）カードの変造、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

（3）次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の国内本支店窓口において当行所定の本人確認書類の提示をうけ、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第22条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

22. （譲渡、質入れ等の禁止）

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

23. （規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行預金共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、総合口座定期預金の自動解約予約の取扱対象となる定期預金の各規定および振込規定により取扱います。

24. （規定の変更）

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上